

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（案）

制 定：令和 年 月 日付け 農産第 号
農林水産省農産局長、畜産局長通知

第1 事業内容

国内肥料資源利用拡大対策事業の実施については、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和 年 月 日付け 農産第 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、本事業の事業内容は以下のとおりとし、詳細は別紙1及び別紙2のとおりとする。

1 国内肥料資源活用総合支援事業

（1）国内肥料資源活用総合整備支援

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「国内資源由来肥料」という。）への転換を進めるため、事業実施主体がこれら国内資源を活用する際に必要となる施設等の整備を支援する。

（2）国内肥料資源活用総合推進支援

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体がこれら国内資源を活用した肥料の利用を拡大する取組を支援する。

（3）国内肥料資源活用推進事業

（1）又は（2）の事業効果を十分に発揮させるため、（1）又は（2）の事業実施主体への助言や各種手続の事務、取組の実施確認等を行うことにより、当該事業の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

（4）国内肥料資源流通促進支援

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体が国内資源由来肥料の流通促進に向け肥料原料供給事業者、肥料製造事業者、農業者等のマッチング等の全国的な取組推進に必要な活動を支援する。

2 畜産環境対策総合支援事業

（1）畜産堆肥流通体制支援事業

畜産農家等における好気性強制発酵による堆肥の高品質化など環境負荷低減の取組に対する理解醸成を図るための検討会の開催、情報発信、畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等の取組を支援する。

（2）畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

（ア）耕種農家における堆肥・液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、堆肥造粒機等の導入等を支援する。

（イ）堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、クロピラリド検査機器の導入等を支援する。

（ウ）堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化の取組を支援する。

- (エ) 異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組を支援する。
- (3) 畜産・土づくり施設等導入支援事業
好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化等に係る施設等の整備又は補改修等を支援する。
- (4) 畜産環境対策推進体制支援事業
地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催や、畜産経営に由来する臭気の測定又は排水の水質検査の取組を支援する。
- (5) 畜産環境関連施設等導入支援事業
高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修を支援する。

附 則

- 1 この要領は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「畜産環境対策総合支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（令和2年3月17日付け元生畜第1842号農林水産省生産局長通知。以下「旧事務取扱い」という。）は、廃止する。ただし、本要領による廃止前の旧事務取扱いに基づき実施する事業については、なお従前の例による。